

# エチオピア連邦 民主共和国大使館

Federal Democratic  
Republic of Ethiopia

面積：112万7,127km<sup>2</sup>（日本の約3倍）  
人口：7,700万人  
首都：アディスアベバ（意味：アムハラ語で新しい花）  
言語：アムハラ語（連邦政府、公用）  
（その他、公用語として地方の言語や英語も広く使われている）

（大使館資料による）

大使館  
港区高輪3-4-1 高輪偕成ビル2階  
☎03-5420-6860  
http://www.ethiopia-emb.or.jp



水煙の立つブルーナイルの滝（ティサット）

旧約聖書に登場し、映画や音楽の題材にもなったシバの女王。この女王の国として名高いのがエチオピアです。大使館は、高輪3丁目、桜田通り沿いのビルにあり、緑、黄、赤色と中心に青い円盤と黄色の星形五角形（国家紋章）の国旗が掲げられています。緑はエチオピアの肥沃な大地を、黄は平和と調和、赤は独立を守りぬきたいけにえを意味しています。

緊張する私達の前にあらわれたアブディラシッド・ドウラネ大使はダンディーかつ、気さくな方で、エチオピアについて熱くお話をしてくださいました。

## 人類発祥の地

1974年に、エチオピアで320万年前の女性の遺骨「ルーシー」が発見されました。また、その他の多くの考古学の発見もあり、人類発祥の地ではないかと言われています。

今はアメリカのヒューストン自然科学博物館に展示されています。日本の方々にもいつか是非見ていただきたいです。

## ユリウス暦（エチオピアの暦）

1ヶ月を30日と数え、残った5日間もしくは6日間（うるう年による）が13ヶ月目となります。このため、西暦に比べて7年9ヶ月おくれるので、今年が、3度目のミレニアムの始まりとなります。エチオピアに行くと7年余り若返ることになりますよ。

## 豊富な文化遺産

世界遺産が全部で8カ所あります。見所の一つはラリベラです。



▲ラリベラ：建築的不思議のひとつ

ここには、一枚岩をくりぬいて作られた岩窟教会群が11もあります。建築構造上すばらしいものです。

アクスムは、2千年前の古代都市で、モーゼの十戒を納めた契約の箱があるといわれています。ゴンドールやハラールにも見逃せない史跡があります。

また、国立公園も多く、野生動物の宝庫です。タナ湖にあるブルーナイル滝は圧巻です。

## お祭り

1年を通じて数多くのお祭りが行われます。エチオピアのお正月は、9月11日で、盛大なお祭りが行われます。民族衣装に身を包み、ご馳走と踊りを楽しまします。

## 代表的な料理

様々な香辛料の効いたお肉のシチュー、「ワット」が代表的です。インジェラと呼ばれる、発酵したクレープのようなパンと一緒に食べます。

## コーヒーの故郷

エチオピアは、コーヒーの発祥の地で、コーヒーの実が、エチオピアのカファというところで発見されました。実は、赤色で、それが洗浄後、乾燥されて緑色になり、炭で煎られて皆さんが知っている褐色の豆となります。

ほとんどの家庭で、最低一日に一度は、香りをたき、炭で豆を煎るコーヒーセレモニーを行います。大事な一日の始まりの儀式でもあります。

大使のいくつかのお話の中で、特に私の心を捉えたのはコーヒーセレモニーのことでした。日本でも茶の湯の文化がありますが、すべての家庭で行われている訳ではありません。毎日、家族、友人が集まり、コーヒーを囲んで会話を楽しみ、情報を交換したりし、心豊かな時を過ごすとのこと、そこには、日本と違ったゆったりした時間が流れているように感じられました。

最後に、アブディラシッド大使からのメッセージです。「人類発祥の地を見に、そして多様な自然のパノラマを肌で感じ、今でもなお残る長い歴史をあらためて知り、たくさんの方とフレンドリーなエチオピア人に会いに是非エチオピアを訪ねてください」

## お知らせ

エチオピア大使館では、毎週土曜日の午前中、エチオピア伝統舞踊の講習会を開いています。ご興味のある方は、是非ご参加ください。



アブディラシッド・ドウラネ大使



▲エチオピアの高地で育つ世界に誇るバラ



▲コーヒーセレモニー

前号に引き続き、民法の遺言について解説します。

### 「私たちにとって遺言とは」

#### 公正証書遺言とは

これは、公証人に作成してもらう遺言書です。証人が2人以上立ち会うことが必要です（民法968条）。口がきけない人や耳が聞こえない人も作成できます（民法969条の2）。自筆証書遺言とは異なり、字の書けない人も、遺言能力さえあれば作成することができます。

ただ公正証書遺言は、一般に証人2人以上の立ち会いが必要であるということから、秘密にすることが難しいということがいわれています。しかし実際には、公証人と打ち合わせをするだけであり、証人も弁護士や税理士及びその職員等によってなされるものが多く、それらのものは職業上の秘密を負っていますので、第三者に遺言内容が漏れることはほとんどありません。

むしろ自筆証書遺言や秘密証書遺言では、家庭裁判所による検認の手続き（民法1004条・次号）が必要となりますので、その手続きが煩雑であり、かつ容易に遺言者以外の人によって破棄されてしまう危険があるため、公正証書としておくことが一番よい方法だと思います。もともと公正証書を作成するためには費用がかかります（財産の総額によって費用額が決まりますが、それほど高額ではありません）ので、何回も書き直したい方にはお薦めできないかもしれません。

次号では、秘密証書遺言について解説していただきます。

連載コラムミニミニ法律物語 No.3

弁護士 井上 寛  
事務所 井上法律事務所  
東京都八王子市